平成２２年（フ）第３２２号
茨城県つくば市上横場2431番地８
破産者　株式会社Ｋプラス
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３２３号
千葉県流山市江戸川台東４丁目65番地の２
破産者　永田　　香
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６０号
千葉県松戸市八ケ崎５丁目51番地の15ハイツルミエールＢ―101号
破産者　小田倉　守
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３７２号
東京都台東区浅草６丁目41番７号
破産者　有限会社ワン・ステップ
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３９１号
千葉県野田市西三ケ尾484番地の73
破産者　有限会社ウインズ
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３９２号
千葉県野田市七光台433番地　田中コーポＢ―101
破産者　米田　勝巳
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４００号
千葉県松戸市新松戸５丁目46番地　小西第６マンション103号
破産者　牧野　真弓
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１４７６６号
東京都大田区仲池上１丁目10―20―409
破産者　澤田　逸朗
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０５８３号
神奈川県厚木市妻田南１丁目２番31号　ハウス妻田１号
破産者　株式会社セントラル住宅販売
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０５８４号
東京都品川区旗の台６丁目29―５
破産者　中村　正雄
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２３５号
埼玉県東松山市松山2441番地の１
破産者　株式会社西田興業
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６８号
東京都中央区日本橋小網町16番３号
破産者　ＺＡＩエンジニアリング株式会社
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３５号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1891―１　アメニティー瑞穂Ⅱ101
破産者　梅津　直明
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８７６号
千葉県浦安市舞浜３丁目34―13、開始決定時の住所千葉県浦安市舞浜２丁目42―１
破産者　中ノ瀬昭子
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６４５号
東京都豊島区池袋２丁目61番７号
破産者　株式会社アスト
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６４６号
東京都練馬区中村北２丁目20―11―402
破産者　田中　章義
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１２６号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目17番
破産者　株式会社二水
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１８５号
東京都中央区日本橋室町３丁目１番10号　田中ビル
破産者　山川薬品工業株式会社
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７４９号
東京都板橋区板橋１丁目48番８―1307号
破産者　株式会社三協
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７５０号
東京都板橋区板橋１丁目48―８―1307
破産者　貝沼　　鋼
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７００５号
千葉県市川市宝２丁目７―13―101
破産者　高橋　政弘
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２０３号
埼玉県富士見市水子748―１、開始決定時の住所東京都中央区日本橋中洲６―４―801
破産者　進藤　克己
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部